

荅北町公告第11号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年3月7日

荅北町長 田嶋章



記

1. 取りまとめた協議結果の名称
人・農地プラン（荅北地区）

2. 協議の場を設けた区域の範囲
荅北町全域

3. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年2月22日

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体の状況
○経営体数
個人 98経営体（うち認定農業者：68経営体）
法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

5. 地域における担い手の確保状況
担い手はいるが十分ではない

6. 当該区域における農業の将来の在り方

荅北町では水稻等の土地利用型作物や裏作のレタス、ミニトマト等の施設園芸、畑での馬鈴薯等の農業生産を展開している。果樹では極早生種・中晩柑類やビワの生産、畜産では酪農、黒毛和種の優良子牛の生産にそれぞれ取り組んでいる。多くの農家はこうした多岐にわたる経営作目を複合的に営んでいる。本プランでは、こうした取り組みを生かしながら、地域の中心となる経営体を支援しつつ後継者を育成することで農地の集積・集約化を進めていく計画である。また新規就農希望者もあり、今後の中心的担い手として地域からも期待されていることから併せて支援を行っていく。さらに担い手不足の懸念から集落営農組織の設立も検討している地区もあるため併せて支援を行う。

また、農地中間管理事業を通じた農地の貸借により、中心経営体の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進などによる農用地利用の効率化および高度化を促進する。

7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用のうえ、中心経営体への集積を図る。

荅北町公告第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議の結果を取りまとめたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成31年3月7日

荅北町長 田嶋章



記

1. 取りまとめた協議結果の名称

荅北町都呂々地区人・農地プラン

2. 協議の場を設けた区域の範囲

荅北町都呂々地区

3. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月22日

4. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる経営体の状況

○経営体数

個人 17経営体（うち認定農業者：7経営体）

法人 0経営体（うち認定農業者：0経営体）

5. 地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない

6. 当該区域における農業の将来の在り方

荅北町都呂々地区は、東シナ海の天草灘に面し基盤整備が整っている農地もあるが、上流には棚田の中山間の地域もある地区である。水稻・野菜・畜産の農家があり農業が盛んな地域でもある。特にレタスは荅北町全体で栽培に取り組んでいる主要作物でもある。

都呂々地区も他地区と同様に少子・高齢化が進んでいる地区でもあるが、他地区からの入り作者も数名いるため、集落営農組織は今のところ考えていない状況である。農地の集積は、地区の担い手に集積する計画である。

具体的な取組事項では、複合化の取組として水稻の早期米の収穫後レタスの作付けを行うこと、6次産業化の取組として女性を取り込んだ活動の検討、高付加価値化の取組として果樹栽培も盛んな地域でもあるので、販路の拡大に取り組み販売促進に繋げること、新規就農の促進の取組として、地域の担い手も高齢化し、入り作者と協力して農地を守っているが、いずれは営農組織を設立し集落全体で新規就農者を育成し、定着を図ることとする。

7. 当該区域における農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手となる農業者を把握し、農地中間管理事業を活用のうえ、中心経営体への集積を図る。